

秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例施行規程

(平成27年6月1日 議会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この告示は、秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例（平成27年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関のうち、議会が保有する個人情報に係る条例の施行について、条例第45条の規定により必要な事項を定める。

(組合長が定める規則の例)

第2条 条例の施行について必要な事項は、組合長が定める秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例施行規則（平成27年秦野市伊勢原市環境衛生組合規則第6号）の規定（第4条第2項及び第19条を除く。）の例による。

(議長の決裁事項)

第3条 議長は、次に掲げる事項について決裁する。

- (1) 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問
- (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不服申立ての決定

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項について専決する。

- (1) 開示請求に係る諾否の決定
- (2) 訂正請求に係る個人情報を訂正するか否か及び訂正とした場合の具体的内容の決定
- (3) 利用停止請求に係る個人情報を利用停止するか否か及び利用停止とした場合の具体的内容の決定
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定期間の延長
- (5) 保有個人情報目的外利用等通知書に記載すべき具体的内容の決定
- (6) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る第三者の意見聴取

(重要事項に係る議長による決裁等)

第5条 議長は、事務局長の専決事項に属する事項のうち、重要と認めるものについて、議長の決裁に付させることができる。

2 事務局長は、前条の規定により専決した事項（軽易なものを除く。）について、議長に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。